

公益財団法人 公益法人協会

第 67 回(通常)理事会議事録

- 1 開催された日時 2022(令和4)年3月3日(木) 15時～16時57分
- 2 開催された場所 仏教伝道センター 7階「見」
- 3 理事総数及び定足数
総数 15名、定足数 8名
- 4 出席理事数 14名
(会場出席) 浦上節子、清水肇子、鈴木勝治、時枝(雨宮)孝子(以下「雨宮理事長」)、
長沼良行、橋本大二郎、渡邊 肇
(オンライン出席) 太田達男、片山正夫、高宮洋一、田中 皓、早瀬 昇、蓑 康久、山岡義典
(欠 席) 岸本幸子
(監事出席) 谷村 啓、平川純子(以上、会場出席)
(監事欠席) 中田ちず子
- 5 議 題
決議及び承認事項
第1号議案「中期経営計画(2022～2024年度)の承認」の件(承認事項)
第2号議案「2022(令和4)年度事業計画書及び収支予算書等の承認」の件(承認事項)
第3号議案「『個人情報等管理規程』及び『育児休業規程』並びに『介護休業規程』の改定」
の件(決議事項)
第4号議案「『役員賠償責任保険』2022年度契約締結」の件(決議事項)
第5号議案「顧問の選任」の件(決議事項)
第6号議案「2022年度役員報酬(4～6月)」の件(決議事項)
第7号議案「定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件(決議事項)
報告事項
(1)「私立学校法人ガバナス改革」の動向
(2)改正労働施策推進法等の施行によるハラスメント等の防止対策の強化について(対応方針)
(3)「一般法人法の改正と役員賠償責任保険」オンライン説明会の開催
(4)「税額控除証明書」更新までの経緯
(5)「創立50周年記念事業及び募金」の状況
(6)2021年度入退会の状況
(7)当協会Webサイトの改修とその後の状況
(8)2021年度下期コンプライアンスの状況
(9)その他職務執行報告
- 6 議事の経過及びその結果
(1)定足数の確認等
冒頭で長沼理事・総務部長より、オンラインによる出席を含めて理事総数15名中14名が出席、

1名は欠席であること、したがって開催要件の定足数たる過半数8名以上の出席を充足していることを確認した。また、オンライン出席者とは事前に適時的確な意見表明ができる環境にあることも確認され、同理事から本会議の議事進行について説明があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款に基づき雨宮理事長が議長となり、本会議の成立を宣した後、議事録署名人を定款第52条の規定に基づき雨宮理事長、鈴木副理事長、谷村監事及び平川監事とし、議案の審議に移った。

○ 決議及び承認事項

第1号議案「中期経営計画(2022～2024年度)の承認」の件(承認事項)

鈴木副理事長より議案説明があった。説明によると、当協会が本年10月設立50周年を迎えることから、本中期経営計画はこの50年の歴史に学んだ計画とした。当協会は民間の一市民の出捐により設立されたが、公益活動を行う公益法人の支援という民間主導の伝統は、その独立性・自主性ととともに誇るべき遺伝子である。設立当時掲げた5つの事業は2008年の公益法人制度改革における移行時においても基本的には形を変えず、さらに「民間非営利組織支援センター」を併称し、公益法人のみならず広く民間の公益活動を行う法人を育成・支援する対象として拡張した。これらの設立目的はおおむね成功裏に遂行していると思われるが、当初より財団法人として十分な資産を保有しておらず、現在も主な収入を会費と業務収入に頼らざるを得ないというこの財政基盤の脆弱性が、当協会の一番の課題であると認識している。今後は、会員であることの名誉やメリットをさらに提供し、会員の増大や減少の縮小をはかること、シンクタンクの創設等具体的なプロジェクトを掲げ当協会への支援を仰ぐこと、遺贈寄附等による基本財産の増加や劣後債(ないしは借入れ)の導入を超長期的に試行すること等の積極的な対処が必要と考えている。また、当協会の目指すべき姿として、民間公益活動を行う法人の育成・支援の推進による「信頼され親しまれる協会の実現」を掲げ、具体的な個別事業、管理部門の目標・課題については「中長期経営計画(工程表)」に短年度、中・長期にわけ項目と矢印で示した。この工程表に基づき、今後達成状況の把握と未達成課題の検討について管理していきたい。なお、2021年度は250万円の黒字の見込であり今後3ヶ年もほぼ収支トントンで推移するものと思われるが、前回の中期経営計画(2019年～2021年度)の実績においてはコロナ等の影響を受け年度毎に凹凸があり、中期経営計画策定とその実現の難しさが表れている、とのことであった。

以上の説明に関連して、次の質疑応答があった。

(襄理事) シンクタンクの創設については、後ほど詳しくご説明いただけるのか。

(鈴木副理事長) 具体的には検討中ということである。イメージだけはあるが「中長期経営計画(工程表)」において、4.調査研究業務(1)シンクタンク機能の組成が、中・長期に亘るとなっているとおりであり、具体的にどうするかはそこで詳しく検討したい。基本的な知識や研究がないと中間支援組織としての提言活動を行えない。いろいろなところから公法協の調査研究事業はそれほど手薄なのかと驚かれるが現状そのとおりであり、そのところをカバーしていきたいと考えている。これは私見だが、世界的に貢献する提言活動という大きなことをさらに考えるのであれば、広汎な知識や経験が積み重ねられるようなシンク

タンクが絶対に必要だと考えている。また余談であるが、日本が世界的な提言やリーダーシップを発揮できないのは、日本にそのようなシンクタンクがないからだと思う。

(養理事) 計数など具体的な内容が決まったところでまたご報告いただきたい。

(清水理事) 公益法人協会 50 周年、私どももそのうち 30 年ほどご一緒させていただいているが、常に民間公益活動をリードしていただいております。ところで「信頼され親しまれる協会の実現」という姿を考えた時、当然どこに向けて信頼され親しまれるべきかというのは内部で議論されたことと思うが、公益法人協会の立場としては、社会一般に向けた一次的なダイレクトなものではなくとも、公益法人業界の中だけでまとまってはいけないのではないかと思います。相談業務を実施されているが単に制度そのまますべてを解説されるのではなく、民間の立場からどうあるべきかという解釈があり、そこから当然課題が生まれ提言活動につながっているのだと思う。これからは公益法人がこういう役割を担っている、社会に対してこういう効果を出している、ということを社会全体に対しいろいろな折をふまえて発信していただけるとさらに有用な役割になるのではないかと思います。私どもも含め公益法人それぞれがこの役割を持っているが、それをさらにまとめて発信し、この 50 周年を契機に、民間公益としての役割、皆で社会を作っていく中での位置づけについて発信していただけると心強い。

(鈴木副理事長) 2008 年の公益法人制度改革における移行の際に、当協会のサブタイトルとして「民間公益活動推進センター」という大きな目的を掲げた。正直に申し上げてオール非営利の団体をまとめて何か声を上げるということまではできていないので、これから 3 年あるいはその後の課題であると思っている。

(雨宮理事長) 実際に、公益法人の素晴らしい活動が社会に浸透していないのは残念なことである。基礎的な知識だけでなくもっと深い意味でシンクタンクとして機能していくには、内々だけではなく外部の専門家や研究者の協力を得ながら強力な調査部門を作っていくべき。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第 2 号議案『2022 年度事業計画書及び収支予算書等の承認』の件(承認事項)

雨宮理事長から事業計画案について説明があった。説明によると、3 年目を迎えるコロナ禍において、公益法人の財政基盤の脆弱性が一層浮き彫りとなり、公益法人制度に内在する問題点と改善点がさらに明らかとなった現在、今後もあらゆる機会をとらえ、制度の改正・改善を各方面に働きかけ続ける必要がある。さらに、内閣府「公益法人の会計に関する研究会」での公益法人会計の諸課題の検討や、内閣府「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」の検討と関連のある「学校法人ガバナンス改革会議」についてもその動向に引き続き十分に留意していきたい。

2022 年度は、基本方針として①中期経営計画の初年度として事業計画の果敢で着実な実行、②『新公益法人制度施行 10 周年記念シンポジウム』で採択された大会宣言(財務三基準関連の是正、変更手続の簡素化、情報開示の拡大等の政策提言)の実現と「公益法人ガバナンス・コード」の普及、③創立 50 周年記念事業(記念シンポジウムの開催、50 年史の編纂、記念出版『公

益法人・一般法人の理論と実務』の刊行)の実施と、これを通じた公益法人界における当協会の中間支援組織としての地位の一層の確立、④会員の意見や要望の一層の傾聴、調査活動の強化と国内外への有効な提言の発信、⑤IT技術の活用、機関誌や出版物の執筆者として迎え入れた外部の学者や専門家によるサークル(サロン)づくり、会員の維持・拡大のための最大限の努力の注入、⑥政府の働き方改革等の動きへの対応(明るい職場づくり)、以上6点を柱として掲げたい、とのことであった。

次に、事業計画として下記のとおり項目ごとの説明があった。

<公益目的事業Ⅰ「普及啓発」>①『運営実務(第4版)』『定款・諸規程例(新版)』等の実務書の刊行(準備)、②「広報会議」の組成と当協会Webサイト(昨年12月修補)およびメール通信の内容拡充と情報発信の検討、③当協会創立50周年記念シンポジウムの開催、④海外の中間支援団体(英国NCVO、米国IS)との連携交流の継続と東アジア市民社会フォーラム(日中韓)の開催、⑤マスコミ懇談会等のメディア対策、⑥若い世代への公益法人への理解を深めるためのインターンシップ推進。

<公益目的事業Ⅱ「支援・能力開発」>①オンライン相談の常設(会員サービス化)、②会場型・ウェブ型併用による各種セミナーの展開及び講師派遣事業の活性化、③実務情報の一層の提供と会員等の交流の場としての『公益法人』誌の充実、④公益法人・一般法人の情報公開・公告代行を担う「共同サイト」の新規利用法人の開拓、⑤「団体保険」の保険内容の充実の検討と加入団体の拡大(2021年度より公益目的事業Ⅱの構成事業となった)。

<公益目的事業Ⅲ「調査研究・提言」>①「民間法制・税制調査会」、「非営利法人関連の判例等研究会」、「ESG投資研究会」(第二フェーズ)の開催、「訪米調査ミッション」の派遣検討、年次アンケートの実施、新たな公益信託制度の活用に向けた勉強会の再開検討、シンクタンク機能の検討、②調査研究、国内連携事業とも連携した4専門委員会の継続開催、③「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」や内閣府会計研究会の動向を注視した要望活動、「新公益法人制度施行10周年記念シンポジウム」での大会宣言のさらなる積極的な働きかけ、50周年シンポジウムでの新たな提言・声明発表の検討。

<法人管理>会員サービスの充実と退会の減少と新規会員獲得。

<組織運営>①役員・評議員および専門委員の適正性、専門性、多様性を考慮した体制整備、②財政基盤強化と一般寄附拡大のためのイメージ戦略や新しいテクノロジー等の活用、③働き方改革への対応、人材育成。

続いて、長沼理事より配布資料を元に2021年度の財務状況の説明とともに、2022年度収支予算について説明があった。

まず、2021年度の財務状況であるが、経常収益が約2億700万円(2021年予算比マイナス1,500万円)、経常費用が約2億460万円(2021年予算比マイナス1,900万円)であり、当期経常増減額は250万円程度のプラスとなる見込みである。これは会員の退会が想定より少なかったことや一般寄附が寄与していると考えられる。具体的に言えば、収益では、出版事業が予算比65%ながらも前年度実績並みであり、同様にセミナー事業が予算比85%ながらも前年度実績比110%と回復基調にあることのほか、予算計上はしていないが内閣府相談会の受託費分が貢献している。費用では、予算比で人件費がマイナス460万円であるが、これは経理補助要員採

用の見合わせや職員賞与の30%カット等が要因として考えられる。また前年度実績比で150万のプラスがあるがこれは準職員1名の増員に因るものである。物件費では、旅費交通費で予算比マイナス600万、通信運搬費が予算比マイナス200万、諸謝金が予算比マイナス600万であるが、これらはいずれもコロナによる緊急事態宣言を受け上期のセミナー開催を控えたことや訪米調査団の派遣見合わせ等に因るものである。また、予算には計上していなかったが、コンピューターシステム関係費がプラス400万あるが、ウェブサイトの改修分に因るものである。収入費用ともに減少し縮小均衡であるが予算比、前年度比ともにプラス400万ほどを見込んでいる。

次に、2022年度収支予算であるが、まず経常収益について、受取入会金は新規入会50件を目標として250万円、受取会費は会員数純増30件を見込み1億600万円とした。事業費は前年度予算比と同規模の1億680万円、実績対比ではプラス1,000万円を立案した。これは新刊書籍『会計実務(第2版)』が2月末に刊行しその収益が見込めること、セミナーが回復基調にありウェブセミナーを拡充する方向であることに因るものである。このほか、受取助成金675万円、受取寄附金1,217万円(このうち1,000万円は50周年記念シンポジウムの募金)があり、経常収益計は2億3,470万円を計画している。一方、経常費用について、人件費が2021年度見込に対しプラス620万円としたが、これは会員獲得の拡充のためセミナー業務と兼任による嘱託職員1名の増員、経理補助要員(派遣社員)1名の採用の検討に因るものである。また物件費では2021年度見込に対しプラス2,450万円としたが、これはセミナーの復調、新刊本の印刷増刷、訪米調査団の派遣、50周年記念事業の実施等により、旅費交通費、通信運搬費、印刷製本費、諸謝金、会場費、会議費において相応の費用増を見込むためである。経常費用計は2億3,530万円を計画した。

当期経常増減差額でプラス60万円とほぼ収支トントン、公益目的事業会計単独で見ればマイナス547万円を収支相償上はクリアとなるものと思われる。

なお、資金調達及び設備投資の見込みについてはその予定がない旨、説明があった。

以上の説明に関連して、次の質疑応答があった。

(襄理事) 財務基盤、収益基盤の問題はやはり2022年度からかなり真剣に考える必要があると思う。中期経営計画の予算と実際とではかなり乖離があるのでこれも含めて具体的な対応を考えていただきたい。協会の直面している大きな課題の一つは財務基盤、収益基盤の問題である。

(雨宮理事長) その通りである。コロナだけの問題ではなくコロナ後もおそらく同じ問題が続くだろう。財務基盤をしっかりとするのは皆が心に留めていくことだと自覚している。

(橋本理事) セミナーが回復傾向にあるということだが、コロナに慣れてきたということか、それともほかに何か積極的な働きかけなど原因はあるのか。

(長沼理事) 一つはコロナに慣れて開催の仕方でも手馴れてきたことがある。またウェブセミナーはオンデマンド方式でやっているが、これが軌道に乗りラインアップもそろってきたことが大きな要因であると思う。

(橋本理事) オンデマンドセミナーを専門的に手掛けている職員がいるのか。

(長沼理事) 専門的な職員というのはいないが、職員が収録したものを外部の協力者に編集してもらい専門の業者のサイトに載せるという方法を採用している。

(橋本理事) 長沼理事から見ても、テクニックや内容は充実してきているのか。

(長沼理事) 身内が言うのも何だが、大変見やすい画面になっていると思う。

(橋本理事) お客様の評価は取った方が良いと思うが、何か対応されているのか。

(長沼理事) 会場型セミナーと同様にオンデマンドセミナーの場合も終了後にアンケートをとっている。

(片山理事) ウェブサイトをリニューアルされて大変見やすくなったと思うが、どんな会員がおられるかという会員法人の名簿は開示していない。以前から気になっていたが、例えば助成財団センターや企業メセナ協議会など法人会員によって支えられている法人は会員をきちんとウェブサイトで公開されているのではないかと思うが、どうしてされていないのか。

(雨宮理事長) 会員は 1,400 団体ほどあり会員名簿は持っているが、公益法人・一般法人を相手に商売をしている競争会社があるので、公開できないという現状である。

(片山理事) むしろこれだけの立派な財団、社団が会費を払って公法協を支えているのであるから、可能であるなら示した方が公法協のステータスを作っていくと思うし、信頼の証であると思うが、むずかしいのか。

(鈴木副理事長) 40 周年史を作ったときに名簿は公表したが、この時も大議論があった。載せて欲しくないという会員もある。また雨宮理事長の説明の通りライバル会社はそれをターゲットとしセールスアプローチをかけてくるので、その配慮もあり公表していない。

(片山理事) 現状理解した。

(太田理事) この件は非常に悩ましい問題である。先ほどの雨宮理事長の発言のとおり、私もライバル会社との熾烈な市場競争に追い込まれている。会員を公開すると軒並みセールス訪問し顧客を奪っていくということもあり、公開したいという気持ちはあるが私が理事長だった時代はしてこなかった。また鈴木副理事長の発言の通り、40 年史編纂の際には会員に感謝の意を表すべきだという考えから名称を公開させていただいた経緯がある。ただ、今となって考えると熾烈な競争にはあるが、むしろこれだけの会員がいるのだ、全国的に展開しているのだということを示す方がメリットになるのではないかと考えるようになった。そろそろ執行部で検討してはどうか。

(雨宮理事長) 50 周年の寄附者名簿もほとんどが会員であり、この公開でさえいろいろ問題を含んでいる。どういう形で名簿に載せるかは考えたい。

(渡邊理事) 人件費のなかで賞与 300 万円カットについては仕事が減ったということの絡みだったか、コロナで収入が減るからということだったか、記憶があいまいなので確認したい。

(長沼理事) コロナで収入が減ったためである。

(渡邊理事) 結局今回の 410 万プラスのうち要因として 300 万の人件費があるというのは大きなことだと思う。人件費、いわゆる生活費に係るところの費用をカットしているの

で、今回はこの結果であるということだが、中期経営計画にしても何にしてもやはり収入がきちんとある中で、従業員のモチベーションが上がるものだと思う。人件費をカットしてもまだマイナスだというのであれば効果としてあるがプラスになってしまっているというのは一つポイントだと思うので申し上げておきたい。

(雨宮理事長) 考慮したいと思う。いろいろな形で支援してくださっている方もいて、法人運営を行っている。余っているのに賞与を払わないのはおかしいという意見はあるかも知れないが、余っているのではなく全体の収支を考慮して、今後取り組んでいきたい。

(太田理事) 事業計画の説明で新しい公益信託の活用に向けた勉強会は中断しているとあったが、まだ正式に理事会の場でこの勉強会に関する報告をしたことがないので報告をした方が良ければ簡単に報告したい。

(雨宮理事長) 本日は決議、報告事項も多い。今後は法務省の動きを見ながらやっていきたいと考えている。

(太田理事) 一つだけお願いしたいのは、法務省に対しての要望活動をぜひ活発にやっていただきたいということである。勉強会を通じ立法事実がないとか立法事実欠缺とか法務省筋からの話もあったが、いろいろな環境変化があり公益信託が我が国の非営利組織における寄附の一つの仕組みとして大いに役立つということが見えてきているので、ぜひ法務省への要望だけでなく財務省、金融庁、総務庁、内閣府を含めた5省庁への要望活動をお願いしたい。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第3号議案「『個人情報等管理規程』及び『育児休業規程』並びに『介護休業規程』の改定」の件(決議事項)

長沼理事から議案説明があった。説明によると、「個人情報等管理規程」及び「育児休業規程」並びに「介護休業規程」を関係法令の改定により改定したい。実施日は承認いただければいずれも4月1日より実施としたいとのことであった。「個人情報等管理規程」は、令和2年度の「個人情報保護法」の改正(令和4年4月1日施行)において、個人の権利が拡充される一方、法人の義務が強化(努力義務から必須化)されるため、保有個人データの定義、文言整備、法改正等の措置を行うものである。また、「育児休業規程」「介護休業規程」は、令和3年度の「育児・介護休業法」の改正(令和4年4月1日施行)において、有期雇用労働者の育児介護休業取得要件が緩和されたことなどから、文言整備、法改正対応等の措置を行うものである。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第4号議案「『役員賠償責任保険』2022年度契約締結」の件(決議事項)

長沼理事から議案説明があった。説明によると、一般法人法改正(2021年3月1日施行)により、一般法人及び公益法人は、法人として役員賠償責任保険に加入する際に理事会の決議が必要とされるためお諮りしたい。保険名称は、役員賠償責任保険、引受保険会社は損害保険ジャパン株式会社であり、保険対象者は、理事、監事及び評議員である。保険期間は2022年5月

1日から1年間、てん補限度額の合計は1億円であり、保険料は10万5千円である。以上であった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第5号議案「顧問の選任」の件(決議事項)

雨宮理事長から議案説明があった。説明によると、現顧問2名の任期がいずれも本年3月31日で満了となる。候補者2名(石村耕治氏、岡本仁宏氏)からは、理事会で選任された際の再任について承諾を得た。したがって再任候補者は2名、選任後の任期は2020年4月1日～2024年3月31日の2年間である。

審議の結果、原案どおり顧問2名の再任を出席理事全員一致で可決した。

第6号議案「2022年度役員報酬(4～6月)」の件(決議事項)

雨宮理事長から議案説明があった。説明によると、役員報酬の月額については2021年度(7月以降)と同じであるが、本年6月の定時評議員会にて理事改選が予定されるので、本理事会では4月から6月までの3ヶ月間の役員報酬について承認いただきたい、とのことであった。

審議の結果、原案どおり(別紙)、出席理事全員一致で可決した。

第7号議案「定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件(決議事項)

雨宮理事長から本議案について説明があり、次のとおり、出席理事全員一致で可決した。

・第33回(定時)評議員会

日 時 2022年6月28日(火)14時開始

場 所 如水会館(千代田区一ツ橋)

目的である事項等

- ・2021年度事業報告及び同附属明細書の承認
- ・2021年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び同附属明細書並びに財産目録の承認
- ・「理事の選任」の件
- ・「評議員の選任」の件

○報告事項

下記の報告が行われた。

(1) 「私立学校法人ガバナンス改革」の動向(鈴木副理事長)

当協会、(公財)さわやか福祉財団、(公財)助成財団センター、当協会内設置の2委員会との連名で1月19日付「学校法人のガバナンス改革に関する意見」を提出した。私立学校のガバナンス改革については公益法人にも影響があることからかねてより注目し意見を出したいと思っていたところであったが、昨年12月に「学校法人ガバナンスの抜本的改革と強化の具体策」が学校法人ガバナンス改革会議から文部科学大臣宛てに提出された後、1月に入り今度は文部科学省内に学校法人制度改革特別委員会が設置され会議が開催されるという流れに

なったため、両方に対する意見をタイミングよく述べることができたのではないかと感じている。この意見書は学校法人制度改革特別委員会の第2回（2月9日）参考資料となったため、私どもの意見が世間に知られることとなった。これがきっかけかは分からないが当協会に対し共闘しようというアプローチもあるなどそれなりの効果があったのではないかとと思う。新しい制度改革特別委員会の会議資料を見るとこれまでの意見や論点を正確に羅列しまとめている印象であり、直近第3回会議資料では、学校法人側の意見と、ガバナンスを推進する自民党筋の動きを踏まえた折衷案的な覚書が出されている。今後、3月中に第4回、第5回会議を開催することからも熱の入りようが伺えるが、法案の見通しについては3月末までの通常国会に出されるかどうかにかかっている。これは私見だが、折衷案であるだけに両方に配慮し扱いを別にするとすれば法律の改正案の作成は難しくなるので、通常国会には間に合うかどうかは疑問に思われ、3月中に行われる審議に注目したい。当初の独立評議員、独立理事、独立監事の色彩は薄れ、評議員に対しどの程度の権限を与えるかという議論に焦点が移っているという感じがあるが、だからと言って理事・監事の独立性が消えたわけではないので今後予断を許さず引き続き注目したい。

(2) 改正労働施策推進法等の施行によるハラスメント等の防止対策の強化について(対応方針) (鈴木副理事長)

法律が要請している (1) 事業主の方針の明確化およびその周知・啓発、(2) 被害者の相談に応じ、適切な対応をするための必要な体制整備、(3) パワハラ等にかかる事後の迅速かつ適切な対応、(4) 上記(1)～(3)の措置と併せて講ずべき措置の各点について検証したところ、当協会ではこれらのハラスメントについて就業規則で規定し、相談窓口は公益通報者保護に関する規程の定めを使用できると思われること等から対応はできていると考える。ただし、公益通報者保護法については6月に改正が予定されているのでこの改正法律をどこまで取り入れるか、また各種ハラスメントすべてをカバーできるような内容になるか、汎用的な相談窓口に変えることができるかどうか等を検討し必要に応じ6月の理事会でまたお諮りしたいと考えている。

(3) 「一般法人法の改正と役員賠償責任保険」 オンライン説明会の開催(長沼理事)

一般法人法改正(2019年12月)に伴う役員賠償責任保険の取扱いに係る留意点についての情報提供と当協会団体保険制度継続加入手続きに関する説明を兼ねて行った。参加者数は59団体84名、当協会団体保険加入団体の約4分の1に視聴していただいた。このなかで、役員賠償責任保険の保険料における役員報酬部分に係る税法上の取り扱いについても説明したが、これは事業会社や学校法人等は所轄官庁から給与課税の取り扱いについて通達が出ている一方で、公益法人は通達がなく取扱いがあいまいであったため、内閣府に確認し回答内容を説明したものである。法令に則って理事会決議すれば給与課税に当たらないとの回答である。

(4) 「税額控除証明書」更新までの経緯(長沼理事)

当協会は税額控除対象法人として証明書を取得していたがその期限が昨年6月までであっ

たため更新申請をしていたところ、会費の対価性の判断のための追加資料を求められるなど予想以上の時間を要したが1月21日付で申請が認められた。有効期間は5年間、2027年1月20日までである。

(5) 「創立50周年記念事業及び募金」の状況(長沼理事)

おかげさまで個人15名、202団体より合計1千18万円の寄附を頂戴し目標金額を達成した。この場を借りて御礼申し上げたい。パンフレットはまだ公表できないが登壇予定者やご来賓には内諾を得る等準備を進めており、6月の理事会で詳細をご報告したい。

(6) 2021年度入退会の状況(長沼理事)

2021年度末時点での状況は、入会30件、退会24件の純増6件、会員数は1,412件を見込んでいる。入会動機は相談室の利用、セミナー参加、ホームページ由来のものが多く、退会理由はコロナの影響か財政面の理由、会員サービスを利用しない等が挙げられている。

(7) 当協会Webサイトの改修とその後の状況(長沼理事)

昨年12月に暫定版を公表し、この1月に完全公開した。職員向けの説明会も実施済である。

(8) 2021年度下期コンプライアンスの状況(鈴木副理事長)

下期は、特にコンプライアンス上抵触する事例は見られなかった。ただし、セクハラ・パワハラ等のガバナンス関係のものについては、上記(2)の報告のとおりガバナンスが重視される昨今の世相に鑑み、職員向けの研修会の開催頻度を上げるなり内容を濃くするなどして対応したい、とのことであった。

(9) その他業務執行報告

上記(8)までに報告した以外の職務執行の項目について、別添の配布資料を元に説明があった。報告者はそれぞれ、公1「普及啓発」(出版、Web、国内外連携)及び公2「能力開発及び経営・運営支援事業」(相談室、セミナー、機関誌、情報公開、団体保険)が鈴木副理事長及び長沼理事、公3「調査研究・提言」(各種研究会等、提言・要望活動)が雨宮理事長、鈴木副理事長及び長沼理事、「法人管理」(会員、社内システム、団体保険等)が長沼理事であった。

また、最後に長沼理事より、2021年度事業報告、計算書類案の承認等に係る次回の第68回(通常)理事会の開催日を2022年6月9日(木)14時～、場所は本日と同じ会場とする旨、また第69回(臨時)理事会の開催日は今のところ同6月28日(火)、定時評議員会終了後に開催するか、又は決議の省略の方法により行うか状況をみてご案内したい旨の連絡があった。

報告事項に関して、次の質疑応答があった。

(高宮理事) 学校法人のガバナンス改革は非常に難しい案件だったと思う。もともと学校法人の問題として話がもちあがったところ、当事者でないわれわれ公益法人がどう関わるか。

努力、工夫していただいて一定程度われわれの意見を汲み上げてもらい、存在感を出し
て中にきちんと入りこむことができ、アドボカシーの一環とできたのは大変良かったの
ではないかと思う。良い活動をしていただいて大変ありがたい。これからまだ先がある
のかもしれないが引き続きフォローをよろしくお願ひしたい。また、職員の賞与につい
てテイクノートするとの言葉があつたが、ある意味預かつたというか借りているという
理解で、アフターフォローできるような認識をもつていただきたい。

(雨宮理事長) 学校法人についてはきちんとした対応を続けていきたい。それから、職員への
賞与は厳しい中ではあるがこれからも配慮していきたい。

以上をもつて議案の審議等を終了したので、16時57分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

2022年3月3日

代表理事 時枝 孝子 (雨宮孝子)

代表理事 鈴木 勝治

監 事 谷村 啓

監 事 平川 純子

(別紙)

2022 年度役員報酬(4~6 月)の金額等

(単位：円)

理事氏名	号俸	俸給月額	2022 年 4~6 月 合計	2021 年度 役員報酬	勤務形態 (所定勤務)
雨宮 孝子	12	320,000	960,000	3,840,000	週 2 日
鈴木 勝治	17	420,000	1,260,000	5,340,000	週 3 日
長沼 良行	23	540,000	1,620,000	6,480,000	週 5 日

*役員賞与は支給しない(役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程第 3 条第 4 項)。